

令和6年度ダイバーシティ推進センター出前講座「ぽらりす教室」実施要領

(目的)

1. ダイバーシティ推進センター「ぽらりす」(以下「ぽらりす」とする)は、小・中・高校生や学生、一般県民等を対象とした出前講座を実施し、地域における男女共同参画やダイバーシティ&インクルージョン(以下「D&I」とする)の推進を図るものとする。

(実施方法)

2. 実施方法は、次のとおりとする。
 - (1) 講師は、「ぽらりす」の職員とする。
 - (2) 対象は、小・中・高校生や学生、一般県民等とする。
 - (3) 会場は、茨城県内とし、開催を希望する団体等が会場確保・設営、物品準備を行うものとする。

(実施内容)

3. 出前講座の内容及び対象は、次のとおりとする。

詳細は、別紙及び「ぽらりす」ホームページの「ぽらりす教室(出前講座)コース一覧」のとおり。

 - (1) 男女共同参画の推進に関すること
 - ◆プログラム1：男女共同参画～日本の現状と課題(対象：一般・学生)
 - (2) D&Iの推進に関すること
 - ◆プログラム2：気付こう!身近にある「ダイバーシティ」とあなたの中の「アンコンシャス・バイアス」(対象：小学生・中学生・高校生・学生・一般)
 - ◆プログラム3：ゲームで学ぶ!!身近にある「ダイバーシティ」とあなたの中の「アンコンシャス・バイアス」(対象：小学校高学年・中学生)
 - ◆プログラム4：LGBTQ～知ることから始めよう～(対象：一般)
 - ◆プログラム5：LGBTについて知ろう D&Iについて考えよう(対象：小学生・中学生・高校生)
 - (3) 男女共同参画視点でのキャリア形成に関すること
 - ◆プログラム6：将来について考える～自分らしい職業につくために～(対象：小学校高学年・中学生)
 - (4) 仕事と生活の調和に関すること
 - ◆プログラム7：未来を変える「はじめの一步」～子育て世代の暮らし方見直しワークショップ～(対象：乳幼児子育て中、出産予定の方※性別問わず)
 - (5) デートDV防止啓発に関すること
 - ◆プログラム8：よりよい関係を築けているかな?～デートDVについて考える～(対象：小学校高学年・中学生・高校生)

(6) 多様な視点からの防災意識の向上に関すること

- ◆プログラム9：多様な視点からの災害対応～HUG 避難所運営ゲームを通して～
(対象：中学生・高校生・学生・一般)

(7) 多様な視点を持つ管理職の育成に関すること

- ◆プログラム10：あなたのマネジメントは、どのスタイル？～ダイバーシティ推進のポイント～ (対象：人材育成をする立場の方)

(実施期間)

4. 実施期間は、次のとおりとする。

令和6年7月9日(火)～令和7年1月31日(金)

(実施件数)

5. 実施件数は、対象者別に次のとおりとする。

- (1) 企業・一般県民等……最大10件
- (2) 小学生・中学生・高校生・学生……最大10件
- (3) 市町村職員……最大10件

(申込方法)

6. 申込みは、「ぽらりす」ホームページの【ぽらりす教室申込(いばらき電子申請・届出サービス)】より行うものとする。

(申込み期間)

7. 申込期間は、対象者別に次のとおり設定する。

(1) 企業・一般県民等

令和6年4月23日(火)～令和6年10月31日(木)

原則として実施希望日の3カ月前までに申込みを行う。

申込み件数が上限に達し次第、締め切りとする。

(2) 小学生・中学生・高校生・学生

令和6年4月23日(火)～令和6年10月31日(木)

原則として実施希望日の3カ月前までに申込みを行う。

申込み件数が上限に達し次第、締め切りとする。

(3) 市町村職員

令和6年4月23日(火)～令和6年5月24日(金)

10件を超える申込みがあった場合は、申込締切後に抽選を行い決定する。

(実施に関する調整)

8. 「ぽらりす」は、実施日時・内容等について申込者と調整を行うものとする。

派遣する講師は、「ぽらりす」で決定する。

(講師派遣依頼)

9. 申込者は、実施日時・内容等について「ぽらりす」との調整が済み次第、ダイバーシティ推進センター長宛て、講師派遣依頼書（申込者任意様式）を提出するものとする。

(経費の負担)

10. 会場の確保・設営、必要物品の準備に係る経費は申込者の負担とし、派遣する講師等の経費は、「ぽらりす」が負担する。

(講師派遣の制限)

11. 「ぽらりす」は、次の項目に該当すると認めるときは、講師派遣を行わない。
- (1) 公序良俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認めるとき。
 - (2) 政治、宗教または営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。
 - (3) 出前講座の目的に反し、その開催が適当でないとき。
 - (4) 大規模な災害等により、その開催が適当でないとき。
 - (5) その他、「ぽらりす」が適当でないとき。

(アンケートの実施及び提出)

12. 申込者は、出前講座終了後、受講者アンケート（感想記入等）の実施を行い、集約結果を「ぽらりす」に提出するものとする。

(資料の利用制限)

13. 申込者・受講者による出前講座の資料、投影データ等の第三者への提供、二次利用は不可とする。

(出前講座の公開)

14. 県男女共同参画推進員、市町村担当職員及び、「ぽらりす」が認めた関係者等から出前講座の参観希望があった場合、原則として公開とする。ただし、事前に申込者の了解を得るものとする。

(その他)

15. 出前講座の実施について、この要領に定めない事項は、「ぽらりす」が決定する。

附則

この要領は、令和6年4月23日から施行する。